

資料 1 これまでの経緯と第 1 回委員会において選定された焼却方式

1 これまでの経緯

令和 5 年 6 月 5 日に開催された第 1 回委員会では、環境省の循環型社会形成推進交付金制度において対象事業とされている以下の 2 施設から、焼却方式の選定方針及び本組合の特殊事情を踏まえ、焼却方式の一次選定（絞り込み）を行った。

- ① エネルギー回収型廃棄物処理施設
- ② 有機性廃棄物リサイクル施設

出典：「循環型社会形成推進交付金交付要綱」（令和 5 年度、環境省）

(1) 焼却方式の選定方針

本組合における焼却方式の選定方針は、以下のとおりである。

- 近年の全国的な採用実績を踏まえ、安全、安心、安定的な施設稼働が期待できること
- 脱炭素社会を見据え、環境負荷の少ない方式であること
- 経済性が高く、運転管理が効率的かつ容易であること

(2) 本組合の特殊事情

本組合においては、現在のガス化溶融施設の南側用地を活用して新廃棄物処理施設を建設することから、敷地の制約あり、複数の施設、複合施設の建設は困難であると考えられる。

2 第 1 回委員会において選定された焼却方式

第 1 回委員会においては、以下の 5 方式を一次選定（絞り込み）し、第 2 回委員会において、比較項目ごとの評価を行うこととした。なお、メタン化施設+焼却施設（ストーカ式）については、敷地制約から立地が困難であると考えられたが、脱炭素化の観点から検討対象とすることとした。

